

答申第1号（諮問第1号事案）

答申

第1 審査会の結論

栗原市長が令和7年9月3日付けで審査請求人に対して行った本件不存在決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 審査請求人は、令和7年8月21日付けで栗原市情報公開条例（平成17年栗原市条例第7号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により栗原市長（以下「実施機関」という。）に対し、次の文書の行政文書開示請求（以下「開示請求」という。）を行った。

請求する行政文書の内容

公益財団法人東北自治研修所第209回中堅職員研修の視察受入れに関する文書（以下「対象行政文書」という。）

- 実施機関は、条例第6条第1項の規定により、本件開示請求に係る行政文書を保有していない旨の決定（以下「不存在決定」という。）を行い、令和7年9月3日付け栗企第0903001号により、次の理由を付して審査請求人に行政文書不存在決定通知書を送付した。

本件不存在決定の理由

条例第2条第2項において開示請求の対象となる行政文書は「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」に限られており、本件開示請求においては、当該請求に係る文書が現に保有されていないことが調査により確認されたため。

- 審査請求人は、実施機関が決定した当該処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和7年9月6日付けで実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

- 本件審査請求の趣旨

- (1) 栗原市長が令和7年9月3日付けで審査請求人に対して行った行政文書不存在決定の処分取消し。
- (2) 請求対象行政文書を改めて特定した上で、行政文書の開示決定等を行うこと。の裁決を求めるというものである。

2 本件審査請求の理由

公益財団法人東北自治研修所（以下「研修所」という。）が発行する「東北自治vol. 88号」によれば、研修所が令和3年10月25日から同年12月24日までの間に実施した第209回中堅職員研修において、栗原市を現地視察した旨の記載がある。

通常、視察を受け入れるにあたっては、少なくとも、視察を申し入れた文書、視察の受入れを回答した文書、視察に際して用いた説明資料等の行政文書が作成又は取得されることが容易に想定され、本件開示請求に係る行政文書は存在することが窺われるところから、本件不存在決定は、取消しすべき瑕疵ある違法な処分であることから、本件審査請求の趣旨に記載の裁決を求めるものである。

第4 実施機関の弁明の概要

本件不存在決定の処分の理由

実施機関は、研修所が第209回中堅職員研修受入れに関する文書を当時、栗原市企画部企画課定住戦略室長宛てに発出している事実を確認している。また、当時の担当者への聞き取り等により、視察実施日において、栗原市が仙台くりはらオフィスを会場に移住相談業務を行っており、同会場にて研修生の視察受入れを行っていたことについても確認している。

しかしながら、文書管理システム（栗原市において行政文書の収受、起案、決裁等を行い、電子的に一元管理しているもの。）、関係資料はじめとする関係簿冊、電子媒体について調査をしたが、その対象行政文書の保管については確認することができなかつたため、不存在とせざるを得なかつた。

第5 審査会の判断理由

1 本件対象行政文書について

本件審査請求に係る対象行政文書は、研修所で実施した第209回中堅職員研修の視察受入れ等に関する文書であり、研修所が発出する視察研修申入れの文書、栗原市が研修受入れを回答した文書、視察に際して用いた説明資料等である。

第209回中堅職員研修とは、各地方公共団体の人材育成を図るために研修所が設立以来実施している研修であり、「東北自治vol. 88号」によれば、同法人が

令和3年10月25日から同年12月24日までの間に実施した第209回中堅職員研修において、栗原市が行っている定住促進事業について現地視察した旨の記載があり、実施機関が研修所に確認したところ、視察研修を受け入れた日時は令和3年12月9日の午前10時30分から正午までとのことであった。

栗原市文書取扱規程（平成17年栗原市訓令第7号）によれば、本件対象行政文書は通知、照会、回答及び証明に関する文書のうち軽易なものとされ、保存期間は3年となる。令和3年度に作成又は受付された行政文書であれば、令和7年4月1日に廃棄年限を迎える文書であるが、研修所から送付されたであろう研修視察申入れの文書や、研修受入れ時に栗原市において作成したであろう定住促進事業の関係資料等が想定されるが、廃棄の手続きが行われた形跡がないことから、本来であれば存在している文書と判断される。

2 実施機関の対応

実施機関は、「公益財団法人東北自治研修所第209回中堅職員研修の視察受入れに関する文書」の開示請求に対し、対象行政文書の特定に努め、令和7年8月21日に当時の担当者に聞き取りを行い、事務室及び書庫内の対象行政文書が保管されている可能性のある場所を捜索したが、発見には至らなかつたことから、令和7年9月3日、実施機関は本件開示請求に対し不存在決定を行つた。

しかし、実施機関は審査請求人に対し電話で連絡し、当時のものとは異なるが最新の内容に時点修正した定住促進事業に関する内容が記載されている資料については情報提供できる旨の説明を行い、不存在決定通知書とともに郵送で送付した。

その後、令和7年9月6日付けで審査請求を受け、実施機関は令和7年9月12日に再度事務室及び書庫の捜索を行つたが、依然として対象行政文書の発見には至らなかつた。

3 不存在決定の妥当性について

条例第2条第2項は、開示請求の対象となる行政文書を「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と定義している。したがつて、対象行政文書の不存在決定の妥当性は、単に過去に文書が作成されたか否かではなく、実施機関が決定処分時点において、当該文書を組織的に保有しているか否かによって判断されるべきである。

審査会において審議した結果、以下の事実が確認された。

- (1) 実施機関は、文書管理システム、関係資料、関係簿冊、電子媒体など、複数の保管場所・媒体にわたる広範な調査を実施した。

(2) 当時の担当者への聞き取りも実施し、視察受入れ業務の経緯を確認した。

これらの調査の結果、請求に係る対象行政文書は、開示請求時点において実施機関内で組織的に保有されていないことが認められた。

定住促進事業に関する資料については、パソコンによるデータで管理しているため、最新の内容で時点修正を行っており、紙媒体での当時使用した資料は存在しない。また、研修所から発出されたであろう研修受入れの申入れの文書についても、廃棄の手続きが執られていないが、誤って廃棄した可能性が考えられる。

栗原市文書管理規程に基づけば、本来存在するべき文書が確認できない状況は遺憾であるが、当該対象行政文書が事務処理上、既に廃棄されているか、あるいは紛失していると認められる状況において、実施機関が「保有していない」と判断したことに不合理な点は認められない。

また、不存在決定を審査請求人に通知する際に、提供可能な情報については審査請求人に提供しており、審査請求人の知りたいという意向を尊重して対応していることから、審査会としては、実施機関が故意に隠匿しているという心証は得られなかった。

以上、実施機関による検索の結果及び他に行った決定の状況から総合的判断すると、本件対象行政文書が存在すると認めるに足る事情はないため、実施機関の不存在決定はやむを得ない措置である。

4 結論

以上の理由から、当審査会は、本件を適正に検討した結果「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 付言

当審査会の結論は以上のとおりであるが、次の点について付言する。

情報公開制度が適正かつ円滑に運用されるためには、行政文書が適切に保管されていることが前提であり、それによってはじめて市民の期待に応える制度として機能するものである。

そのため、不適切な行政文書の取扱い方法や行政文書の紛失など、情報公開制度の根幹を揺るがすような行政文書の取扱いがあってはならないものである。

実施機関においては、市民への説明責任を全うするという情報公開制度の趣旨が損なわれることがないよう栗原市文書取扱規程を踏まえて、行政文書を適正に

管理するよう、当審査会から要望する。

第7 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
令和7年10月1日	実施機関から諮問を受けた。 (栗情審第2025001号)
令和7年11月19日 (第1回審議)	事案の審議を行った。
令和7年12月18日 (第2回審議)	答申案のとりまとめを行った。
令和7年12月24日	実施機関に対して答申を行った。

(参考)

栗原市情報公開審査会委員名簿

(令和7年12月24日現在)

氏名	区分	備考
東田 正平	弁護士	会長
金田 吉朋	司法書士	会長職務代理者
伊藤 正吾	学識経験を有する者	
狩野 繁勝	学識経験を有する者	
菅原 茂樹	学識経験を有する者	